

京都府少子化対策基本計画 骨子案

I 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

- ・ 京都府の少子化の状況及び府民の実態等を踏まえ、京都府少子化対策条例を制定し、28年4月から施行
- ・ 少子化対策基本計画は少子化対策条例に基づき、少子化対策を総合的かつ計画的に推進するために策定
- ・ 少子化は、複数の要因が複雑に絡み合った結果であること、また、地域の状況により要因が異なることから、京都府子育て支援計画や京都府地域創生戦略等関係計画と連携し、より効果的な施策展開を図る。

2 計画の期間

平成29年4月から平成32年3月までの3年間

II 少子化の現状と課題

- ・ 全国及び京都府の人口の推移
- ・ データからみる京都府の少子化の現状
- ・ 京都府の少子化の課題

III 計画の基本理念と基本的視点

1 計画の基本理念

- ・ 少子化対策条例の基本理念を基とする。

(参考) 少子化対策条例の基本理念

- ・ 結婚から子育てまでの切れ目のない支援を行うこと
- ・ 全ての府民が、結婚から子育てまでを温かく見守り支えること
- ・ 関連施策が子育て支援条例の施策と連携し、国、市町村、府民等の役割分担と連携・協働のもと行われること

2 計画の基本的視点

- ・ 京都府の少子化の要因に即した対策の推進
- ・ 地域の特性に応じた対策の推進
- ・ 少子化対策に関連するあらゆる京都府の計画等との連携

IV 重点施策

1 結婚から子育てまでの各段階に応じた支援に関する施策

(1) 結婚の支援

○ 結婚支援と定着、移住・定住支援とのコラボ事業の展開

- ・ 地域の魅力再発見・発信事業等とライフデザイン研修を組み合わせた事業の実施
- ・ 東京等に設置している京都府の移住定住窓口における結婚・子育て支援等総合的な情報提供の実施

○ 若者が結婚について考える意識や気運の醸成

- ・ ライフデザイン研修における仕事だけでなく結婚や子どもを育てることを含めた人生設計を考える機会の提供
- ・ 婚活応援センターの団体会員企業等のセミナーを通じた結婚等について考える機会の提供
- ・ 少子化対策府民会議と連携した結婚支援・応援に係る行政・企業等のメッセージの発信
- ・ 家庭において結婚や子どもを育てることを考えるためのワークライフバランスの実現

○ 結婚・生活支援体制の充実・強化

- ・ 若者の出会い、結婚から就労、住宅斡旋等少子化対策に必要なサービスを総合的に支援する拠点の強化【条例・計画】
- ・ 寄り添い型相談体制の充実【条例・計画】
- ・ 多様な出会いの機会の創出支援と情報提供【条例】

○ 結婚支援のための仕組みの整備

- ・ 結婚支援者（「婚活マスター」）の人材育成・スキルアップ、ネットワーク化の推進及び活動支援【条例・計画】
- ・ 結婚支援団体の拡充・ネットワーク化と活動支援【条例・計画】
- ・ 結婚支援団体の登録と活動支援【条例】
- ・ 事業所等を対象とした団体会員の活動支援【条例・計画】

(特に検討が必要と考えられる対策)

- ・ 若者が結婚にいたるために必要な支援

(2) 妊娠及び出産の支援

- 不妊及び不育治療に対する支援
 - ・全国トップクラスの不妊治療及び不育治療費用の支援の実施【条例・計画】
 - ・不妊治療および不育治療の相談・情報提供体制の整備【条例】

○ **がん患者等若年者に対する妊娠機会の維持・確保**

○ **妊娠に係る相談体制の充実**

- 産前・産後の支援
 - ・相談体制の整備【条例】
 - ・人材育成(産前・産後ケア専門員、産前・産後訪問員)及びネットワーク化の推進【計画】
 - ・**産後支援体制の強化**

(特に検討が必要と考えられる対策)

- ・妊娠に係る相談体制の充実(人工妊娠中絶の減少に向けた対策等)
- ・産後支援体制の強化

(3) 子育て支援

- 多様な保育環境の整備
 - ・事業所内保育事業や24時間保育事業、病児・病後児の新たな仕組み等多様な保育環境の整備【条例・計画】
 - ・多様な保育を支える保育士等の養成・確保・定着・資質向上のための施策の実施【条例・計画】
- あらゆる世代が子育て支援に関わる仕組みの整備
 - ・子育て支援団体の認証制度の実施、立ち上げ、活動促進の支援【条例】
 - ・高齢者・大学生等による保育所・幼稚園等での子どもの育ち支援【計画】
- あらゆる世代が交流する「場」の拡充・充実
 - ・親子が気軽に集える場や一時的に乳幼児を預けられる場を商店街等**多様な場において拡充**【計画】
 - ・自然体験やスポーツ等を通じて、異年齢の子どもとの交流や異世代交流を行う体験や学びの場の充実【計画】

(特に検討が必要と考えられる対策)

- ・あらゆる世代が子育てに関わる仕組みの構築

(4) 総合的な支援

- 妊娠から子育てまでの包括支援
 - ・妊娠・出産、子育てに関する市町村の相談体制の整備支援【条例】
- 結婚から子育てまでの各段階に応じた経済的支援
 - ・金融機関が創設する総合融資制度への支援【条例】
- 結婚から子育てまでの各段階に応じた住宅環境の整備
 - ・新婚世帯・子育て世帯向けの住宅支援(三世帯同居・近居等支援を含む)【計画】
 - ・子育て世帯向けの住宅ガイドラインの普及及び情報提供【条例】
 - ・子育てしやすい街づくりの推進【計画】
- 多子世帯の経済的負担の軽減
 - ・多子世帯の保育等の費用の負担の軽減【条例】
 - ・多子世帯を対象とした不動産取得税等の軽減【条例】
- 子育て世帯の経済的負担の軽減
 - ・子育て世帯の**教育・医療等の費用の負担の軽減**【計画】
- ひとり親家庭等への支援の充実
 - ・母子家庭及び父子家庭に対する生活・就労支援【条例・計画】

(特に検討が必要と考えられる対策)

- ・新婚世帯・子育て世帯向けの住宅支援(三世帯同居・近居等支援含む)
- ・多子世帯を対象とした経済的支援、その他の支援制度

2 少子化に関する教育及び学習の機会の提供並びに府民の気運の醸成に関する施策

○ 学校等における**子どもの発育・発達に応じた学習機会の提供**

- ・命の尊厳等について啓発の推進【計画】
- ・思春期の保健対策の推進【計画】
- ・中学校・高等学校での乳幼児との触れ合い体験【計画】
- ・子どもが医学的知見に基づく妊娠及び出産に関する知識を学ぶ機会を提供【条例】

○ 若者を対象としたライフデザインを考える機会の提供

- ・大学や企業等と連携し若者が仕事や結婚や子どもを育てることを含めたライフデザインを考える機会を提供【条例・計画】

○ 企業に対する啓発や支援

- ・ワークライフバランスに向けた雇用環境の整備【条例・計画】
- ・マタハラ等の防止の取組の推進【条例】
- ・**多様な働き方(職種限定や地域限定、短時間正社員)の導入の推進**
- ・**男性の育児休業取得の積極的展開**
- ・**育児休業取得等に関する中小企業等への支援**
- ・**女性の再就職に係る仕組みの構築や企業への支援**
- ・企業内での子育て支援の推進【計画】

○ 府民会議等における結婚や子育てを応援する気運の醸成

・**結婚・子育て等を支援する行政・企業・団体等の取組やメッセージの発信**

- ・結婚・子育てに係るポジティブキャンペーン等家庭や地域の絆の重要性について認識を深めるための取組【計画】
- ・「きょうと育児の日」や「子育て支援企業等の表彰」等による家庭や地域社会における気運の醸成【条例・計画】

(特に検討が必要と考えられる対策)

- ・長時間労働の是正に向けた取組
- ・マタハラ・パタハラ防止、男女の育児休業取得に対する企業への支援策
- ・女性の再就職に係る仕組みの構築や企業への支援策